

国会内郵便局(電信共)名称改正に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年十一月二十二日

小林勝馬

参議院議長 松平恒雄殿

二八

### 國會内郵便局名称に關する質問主意書

新憲法發布以來各種の名称等も民主的に改正せられているが國會内郵便局は衆議院内と一方的の名称が未だ附されている事情を知らない地方に於ては、參議院の議員が電報を打つても衆議院の方と間違ひする等の点からしてもこの際國會(コクカイ)と改正するを至當と認めるも政府において改名する意志なきや。

書類答弁を求む。